

出席停止の連絡票

令和 年 月 日

保 護 者 様

富山市立新庄小学校長

風しん、麻しん、水痘、流行性耳下腺炎等は、学校保健安全法により、医師の許可があるまで出席停止の扱いとなりますので、医師と相談の上、適切な処置をとられるようお願いします。

記

1 氏 名 _____ 組 氏名 _____

2 理 由 百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱
結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎
その他（ ）の疑い

3 期 間 学校保健安全法施行規則第19条第2項に規定されている期間
または病状により医師が感染のおそれがないと認めた日まで

※

年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）まで（ 日間）

※は後日学校(園)で記入

主 治 医 様

上記の疾病は、感染のおそれがなくなるまで登校(園)できることになっています。
診断・治療の上、下記に登校(園)許可日を記入していただき、本人にお渡しください
ますようお願いします。

登校(園)許可証明書

学校(園)長 様

病 名： _____

登校(園)許可日 令和 年 月 日

診断日 令和 年 月 日

主治医氏名 _____

- この連絡票は、登校(園)される際に必ず学校(園)にお返しください。
- 不明な点がありましたら、養護教諭または担任にお問い合わせください。

学校(園)で予防すべき感染症の出席停止期間の基準

富山市教育委員会(令和5年7月現在)

対象疾病		出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
第二種	中東呼吸器症候群	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	特定鳥インフルエンザ	
	インフルエンザ	
	百日咳	
	麻しん	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	
	風しん	
	水痘(みずぼうそう)	
	咽頭結膜熱	
	新型コロナウイルス感染症	
第三種	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	感染性胃腸炎 サルモネラ感染症 カンピロバクター感染症 マイコプラズマ感染症 インフルエンザ菌感染症 肺炎球菌感染症 溶連菌感染症 伝染性紅斑(りんご病) RSウイルス感染症 EBウイルス感染症 単純ヘルペスウイルス感染症 帯状疱疹 手足口病 ヘルパンギーナ A型肝炎、B型肝炎 伝染性膿痂疹(とびひ) 伝染性軟膿腫(水いぼ) アタマジラミ症 疥癬(かいせん) 皮膚真菌症など	
		症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで